

共同住宅等の各戸メーター設置基準

1. 趣旨

この基準は、佐世保市水道事業の給水区域に所在する共同住宅等の水道メーター（以下「メーター」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

2. メーターの規格等

- (1) メーター（遠隔指示メーターを除く）は水道局貸与品を使用し、その他部材は共同住宅等の所有者又はその代理人（以下「所有者等」という。）の負担とする。
- (2) 各戸ごとにメーターを設置する。（集会室、管理員室等に水栓を設置する場合も同様にメーターを設置する。）
- (3) 共用部分に散水栓等を設置する場合、当該共用部分にメーターを設置する。
- (4) メーターの規格は表一1の通りとする。

表一1 メーターの規格

口径 (mm)	計量特性		型式	全長 (mm)	取付ねじ部		
	Q3(m ³ /h)	R値			外径 (mm)	山数	通称名
13	2.5	100	接線流羽根車式 単箱型	100	26.4	14	上水ネジ
20	4	100		190	33.2	11	
25	6.3	100		225	41.9		
40	16	100	縦型軸流羽根車式	245	59.6		

*表に定めのない規格については、J I S B 8570-2 の水道メーターによる。

3. メーター設置箇所

メーターの位置は、容易に検針、点検及び取替ができる位置とし、水平に設置すること。

(1) パイプシャフトに設置する場合

メーターの位置は、床面からメーター下面が 200 mm程度、かつ床面からメーター上面が 1000 mmの範囲とし、メーターの左右及び上下 200 mm程度の空間を設け、扉と平行に設置すること。（図一1を標準とする。）

(2) パイプシャフトに設置しない場合

メーターの設置は、佐世保市水道局「給水装置施工基準」の中の「6.メーターの設置」をもとに設置すること。

（図一2を標準とする。）

4. メーター前後の配管等

- (1) メーター前後の配管は、メーターの上流側に接して伸縮付ボール止水栓を設置し、下流側にメーター用伸縮継手、止水栓及び逆止弁を使用すること。また、メーターの上流側に

口径の5倍以上、下流側に3倍以上の直管部を設けること。

- (2) メーター前後の配管には、凍結防止の保温装置を施すこと。また、振動の影響を受けないよう支持金具等で固定すること。
- (3) パイプシャフトにメーターを設置する場合は、止水栓に部屋番号を記載した札をつけること。また、メーターボックスに設置する場合は、蓋の内側にペンキ等で部屋番号を記載すること。

5.所有者等が設置したメーターから水道局メーターへの変更

- (1) 所有者等が設置したメーターから水道局メーターへの変更する場合は、前記3及び4の規定にかかわらず、以下の条件をみたすこと。
 - ①メーターの位置は、パイプシャフト又は埋設メーターボックスに設置し、容易に検針、点検及び取替ができる位置とし、水平に設置されていること。
 - ②止水栓は容易に開閉ができ、メーター前後のどちらかに伸縮部材が使用されていること。
- (2) 前記の条件を満たさない場合は、水道局が必要な改良等の指示を行う。この場合の改良工事等は、所有者等が自己の負担で行うこと。

6.メーターの取付

メーターの取付は、所有者等が依頼した佐世保市指定給水装置工事事業者が行うこと。

7.集中検針装置の設置

- (1) 集中検針盤での検針等を希望する場合は、所有者等が自己の負担で遠隔指示メーター及び集中検針盤を設置すること。
- (2) 遠隔指示メーターは有効期間を過ぎないように所有者等が自己の負担で取替を行うこと。
- (3) 遠隔指示メーター及び集中検針盤が故障し水道局より修理等の指示があった場合、所有者等は水道局の指示に従い自己の負担で修理等を行うこと。
- (4) 遠隔指示メーターの規格、設置場所及び配管等については、本基準の3及び4の規定のとおりとする。
- (5) 集中検針盤の取り付け高さは、地上から検針盤の中心まで1300 mm～1600 mmとする。なお屋外に設置する場合は、雨除けを設置すること。

8.協議

この基準と別に必要と思われる疑義が生じた場合は、水道局と協議を行うこと。

附則

この基準は、平成24年10月1日から適用する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

図-1 パイプシャフトに設置する場合のメーター標準設置図

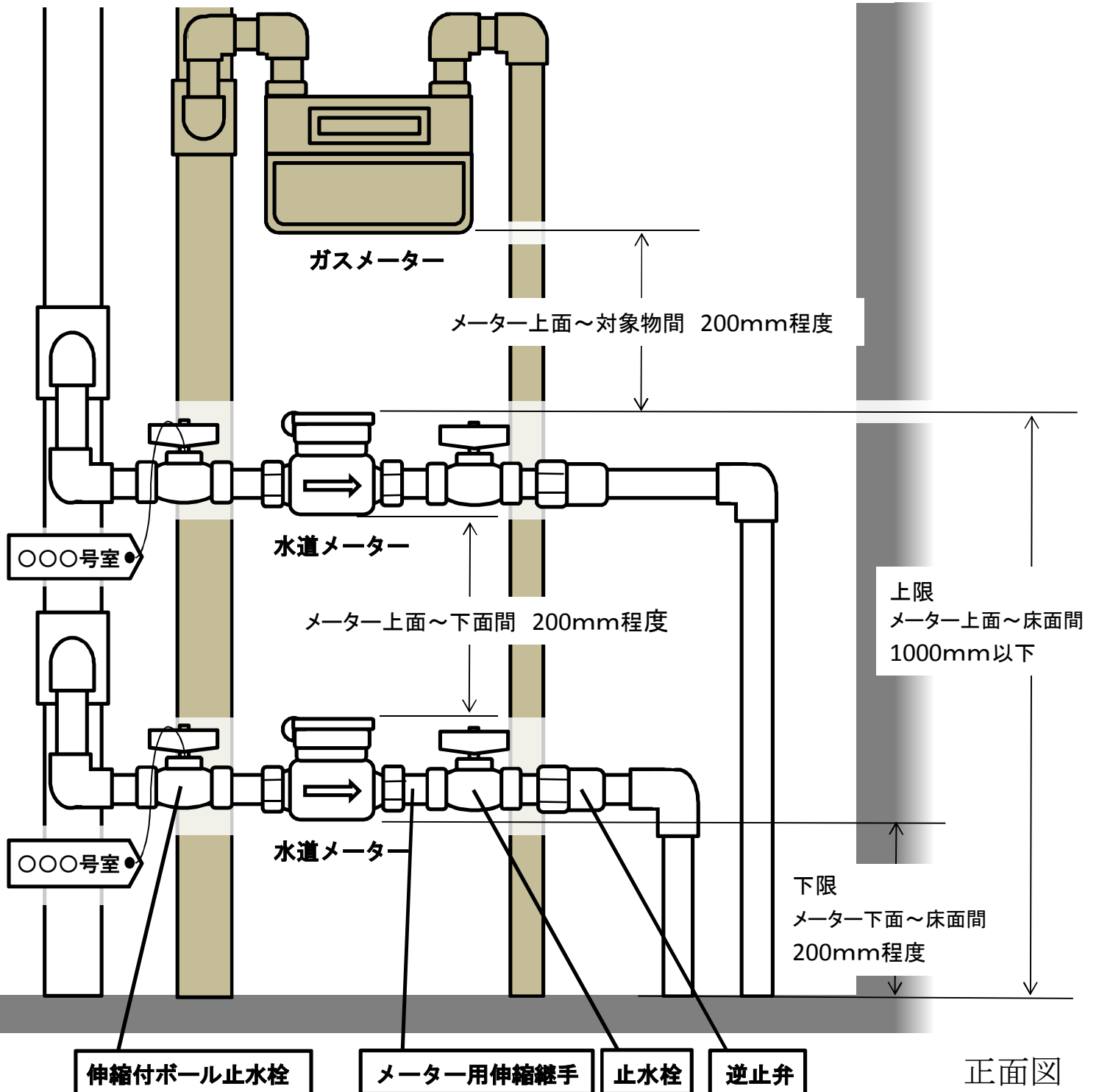
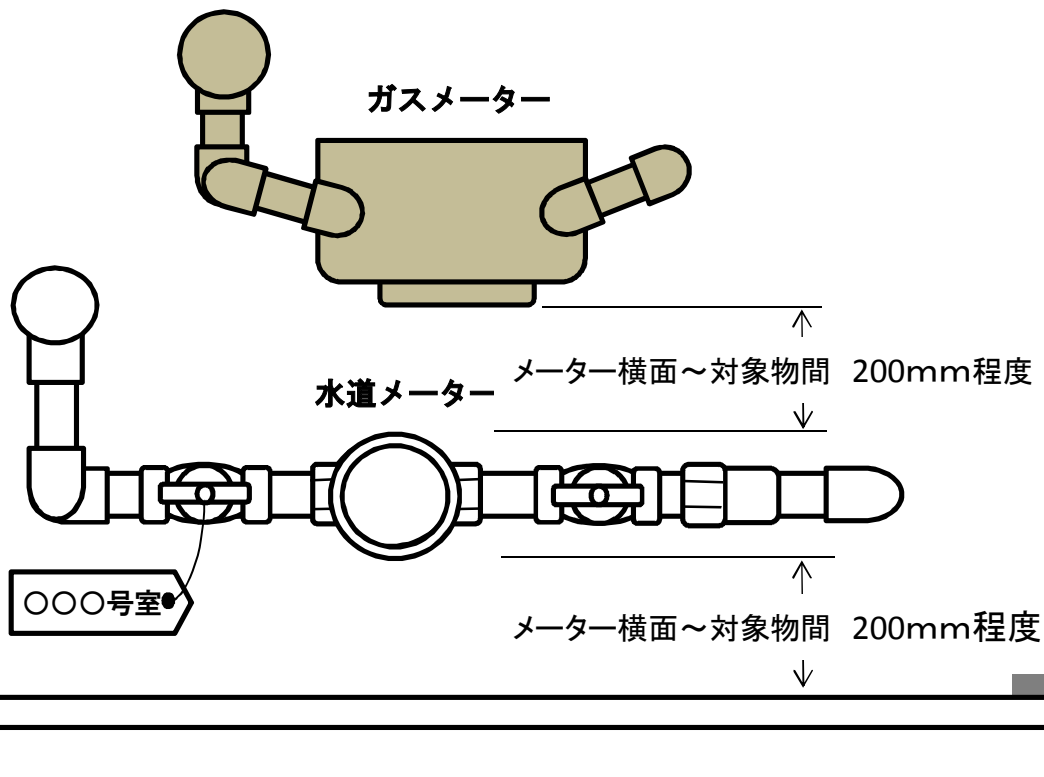
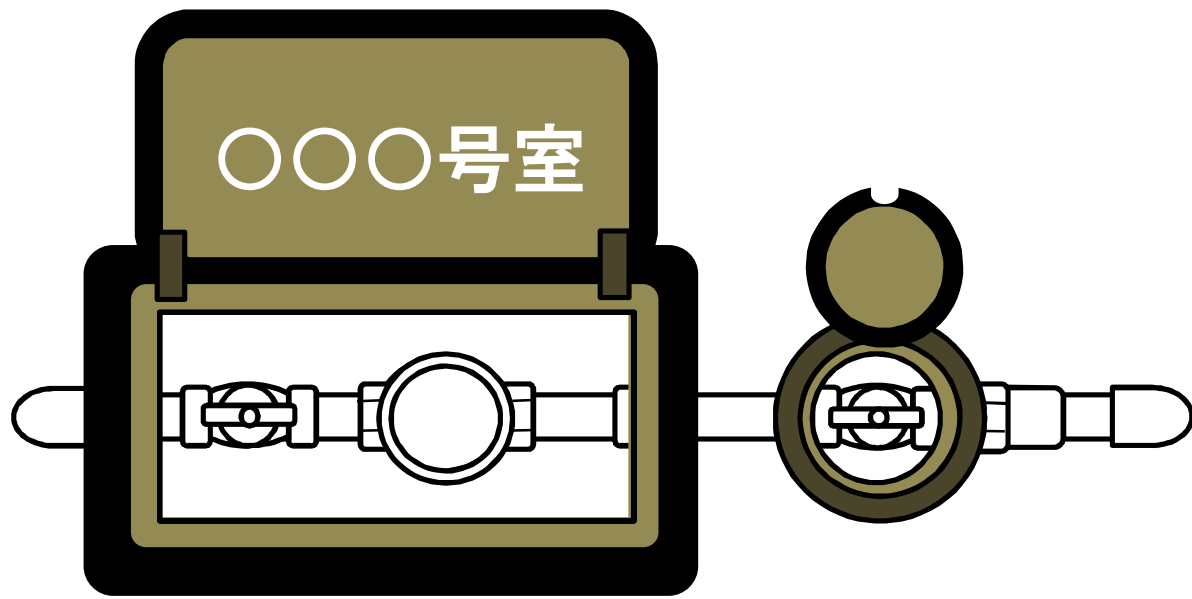
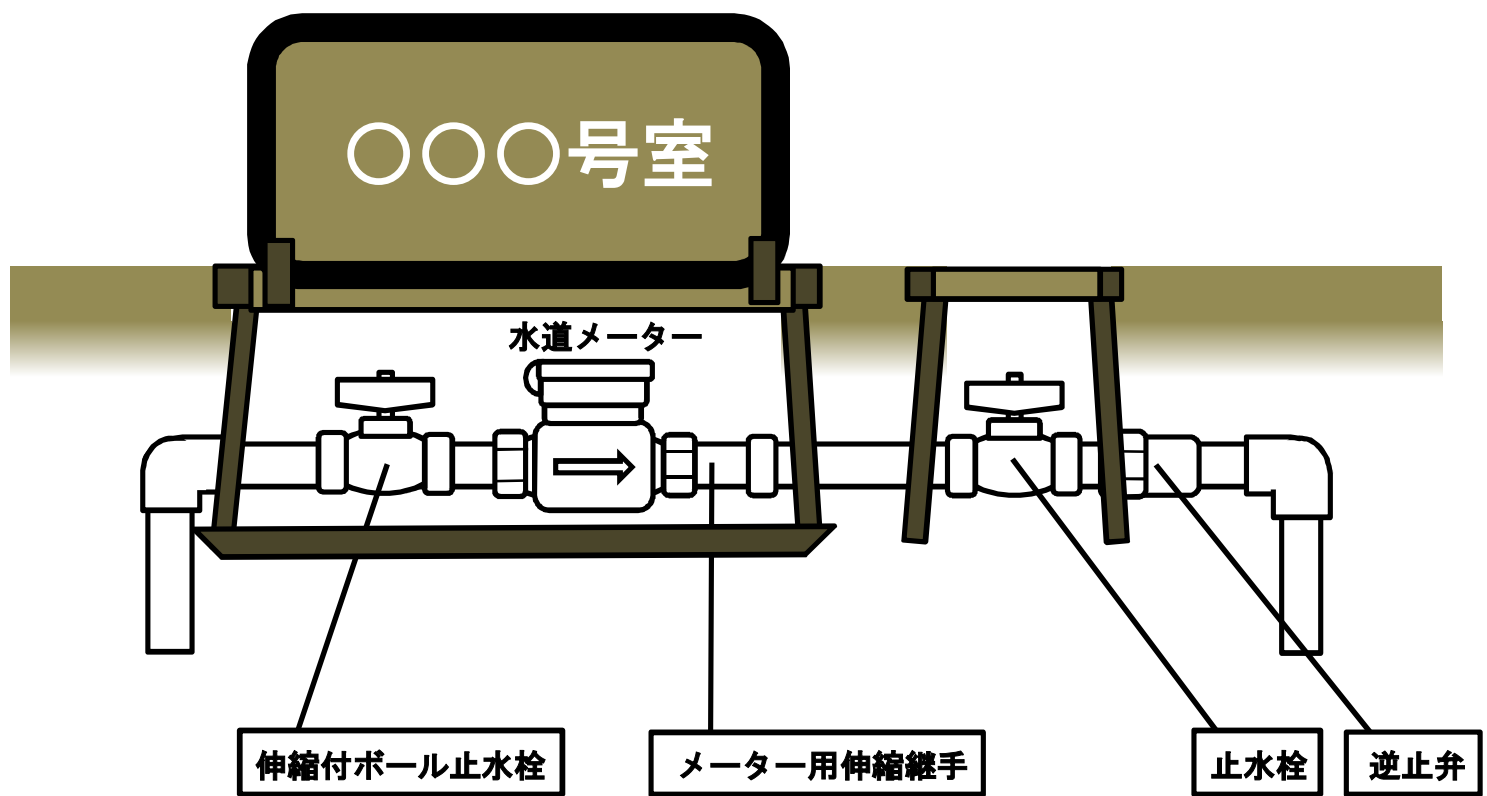


図-2 パイプシャフトに設置しない場合のメーター設置標準図



平面図



側面図